

議案第71号

長久手市自転車の安全利用の促進に関する条例の制定について

長久手市自転車の安全利用の促進に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年11月29日提出

長久手市長 吉田一平

説明

この案を提出するのは、市、市民等の責務を明らかにし、交通安全意識の向上を図ることにより、自転車に関する事故を防止するとともに、自転車の安全利用を促進するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市自転車の安全利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用に関し、市、市民等の責務を明らかにし、交通安全意識の向上を図ることにより、自転車に関する事故を防止するとともに、自転車の安全利用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 市民 市内に在住し、通勤し、又は通学する者をいい、市内を通過する者を含む。
- (3) 関係機関 愛知県警察その他の自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び地方公共団体の機関をいう。
- (4) 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。
- (5) 自転車利用者 市民のうち自転車を利用する者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業を営む法人その他の団体又は事業を営む場合における個人をいう。
- (7) 自転車小売業者 市内において自転車の小売を業とする者をいう。
- (8) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- (9) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に関する事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することを約する保険又は共済をいう。

(市の責務)

第3条 市は、道路交通法その他の交通安全に関する法令の周知に努めなければならない。

2 市は、自転車利用者に対して、自転車の安全利用に関する啓発及び指導を行い、自転車に関する事故の防止に努めなければならない。

3 市は、自転車の安全な利用を促進するため、自転車の安全な走行に資する環境の整備に努めなければならない。

4 市は、前3項に定める責務を果たすため、市民、関係機関等と連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、市は、第1条の目的を達成するため、市民、関係機関等と連携を図り、自転車の安全利用の促進に関する施策を実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車の安全な利用について理解を深め、自転車に関する事故の防止に努めなければならない。

2 市民は、市、関係機関等が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第5条 関係団体は、自転車利用者に対し、自転車の安全利用に関する啓発に努めなければならない。

2 関係団体は、市、関係機関等が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第6条 自転車利用者は、道路交通法その他の交通安全に関する法令を遵守し、自転車の安全利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、市、関係機関等が実施する自転車の安全利用に関する施策又は活動に協力するよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、その利用する自転車について、定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めなければならない。

4 自転車利用者は、適切な施錠その他の自転車の盗難を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、その監護する未成年者に対して、自転車の安全利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者を乗車させる自転車については、定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めなければならない。

3 保護者は、その監護する未成年者を自転車に乗車させるときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、市、関係機関等が実施する自転車の安全利用に関する施策又は活動に協力するよう努めなければならない。

(学校の長の責務)

第9条 市内にある、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長、同法第124条に規定する専修学校の長又は同法第134条第1項に規定する各種学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第10条 自転車小売業者は、事業活動を通じて、自転車利用者に対して自転車の安全利用、点検整備等に関する適切な助言を行うよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、市、関係機関等が実施する自転車の安全利用に関する施策又は活動に協力するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等の加入)

第11条 自転車利用者(未成年者を除く。)は、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加している場合は、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者を自転車に乗車させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加している場合は、この限りでない。

3 自転車小売業者は、その販売する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入について、啓発を行うよう努めなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

議案の概要

1 制定の趣旨

この条例は、市、市民等の責務を明らかにし、交通安全意識の向上を図ることにより、自転車に関する事故を防止するとともに、自転車の安全利用を促進するため制定するものです。

(背景・目的) 自転車の安全利用を進め、自転車に関する交通事故の防止を図るため、市、市民等の責務を定めるものです。

2 制定の内容

- (1) 第1条に目的を規定すること。
- (2) 第2条に用語の定義を規定すること。
- (3) 第3条に市の責務を規定すること。
- (4) 第4条に市民の責務を規定すること。
- (5) 第5条に関係団体の責務を規定すること。
- (6) 第6条に自転車利用者の責務を規定すること。
- (7) 第7条に保護者の責務を規定すること。
- (8) 第8条に事業者の責務を規定すること。
- (9) 第9条に学校の長の責務を規定すること。
- (10) 第10条に自転車小売業者の責務を規定すること。
- (11) 第11条に自転車損害賠償保険等の加入を規定すること。
- (12) 第12条に委任を規定すること。

3 今後の影響

条例の制定により、交通安全意識の向上が図られ、自転車に関する事故を防止するとともに、自転車の安全利用を促進することができるようになります。

4 附則について

この条例は、公布の日から施行するものとします。ただし、第11条の規定は、平成31年4月1日から施行するものとします。